

秩父市農業委員会 令和7年 第3回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年3月24日(月)午後2時01分
- (2) 閉会日時 令和7年3月24日(月)午後3時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	欠席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席	●		富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席	●	第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第17号 農地利用最適化推進委員の辞任について (1件)
- 議案第18号 令和7年度の農地利用最適化の
目標設定(案)について (1件)

- 日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	新 井 正 巳	
主 事 補	高 野 友 陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和7年 第3回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

8番 黒沢 昌治 委員 及び 9番 新田 恭一 委員 以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1、農業用施設の設置について でございます。

番号1は、保有する農機具を保管する農業用倉庫が必要とのことで届出書が提出されました。すでに他界した父親が建築したため建築年が不明であるが、今後とも使用することとて始末書が添付されております。

番号2も、父親が建築し今後とも使用したいとのことで、始末書添付の上、届出書が提出されました。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいただきます。

江田事務局長 議案を報告する前に、議案が1件追加となりましたのでよろしくお願いいたします。
「議案第18号 令和7年度の最適化活動の目標設定（案）について」が追加となります。
目次の差し替え、及び6ページの追加につきまして、ご対応をお願いいたします。
以上でございます。

それでは、令和7年 第3回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について	が10件
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について	が7件
議案第17号	農地利用最適化推進委員の辞任について	が1件
議案第18号	令和7年度の農地利用最適化の 目標設定（案）について	が1件

以上でございます。 よろしくお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （10件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいただきます。

事務局（川上主任） 私からは番号1及び番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、昭和●●年に譲渡人が相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●から北東に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

申請地は譲受人が実質的に長年土地の管理を行っており、この度譲渡人と土地の売買の話がまとまり、申請に至りました。

譲受人とその妻が耕作を行う予定であり、両者とも農作業歴は25年あり、農機具は耕うん機を1台所有しています。

また、作付計画では、●●●、●●●、●●、●●●●、●●●、●●●●●などを栽培する計画です。

なお、現地を確認したところ、農業用倉庫が●棟、屋根付き農作業スペースが●か所設置されていました。

これらについては、譲受人が農地取得後、農業用施設の届出を早急に農業委員会へ提出する予定となっております。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、耕作の状態となっていました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●● 畑 1 筆 ●●●m²で、平成●●年に譲渡人が相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●から南東に●●●m付近に位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

譲渡人は申請地から離れた土地に居住しており、農地の管理ができず、現地は不耕作状態になっていました。

その不耕作状態を見た近隣に住む譲受人が農地を取得し耕作を行いたいとして、譲渡人と話し合いを行った末、この度申請に至りました。

譲受人は10年間市民農園で農業を行っており、申請地取得後は母と耕作を行う予定です。

農機具はトラクターを1台所有しており、作付計画では●●●、●●●●、●●●●●、●●●●●などを栽培する計画です。

なお、申請地には古いトタンの農業用倉庫が●棟設置されています。

これらについては、譲受人が農地取得後、農業用施設の届出を早急に農業委員会へ提出する予定となっております。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、耕作管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号3と番号4について、説明いたします。

初めに番号3ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●●● 畑 1 筆●●●m² で、●●●●の北東

●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年相続により取得した土地です。

譲受人は、農作業経験はありませんが、農業経験のある父親と農作業を行う計画で、新規就農を予定しています。

作付計画では、●●、●●●●、●●●●、●●、●●●●●●などを栽培する計画で、トラクター、動力噴霧器、刈払機各1台を所有しています。

申請地は道路に接道していない袋小路の土地ですが、譲受人他2名共有の宅地（譲受人の兄弟が居住）に隣接しています。

現地を確認を確認したところ、耕作されている農地でした。

次に番号4ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●●● 畑 1 筆●●●m² で、●●●●●●●●●●●●の北東

●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年 相続により取得した土地で、番号3の隣地になります。

申請地は道路に接道していない袋小路の土地ですが、譲受人の宅地に隣接しています。

譲受人は、農作業経験はありませんが、自宅に隣接した土地での新規就農を予定しています。

作付計画では、●●、●●●●、●●●●、●●、●●●●●●などを栽培する計画で、動力噴霧器、刈払機各1台を所有しています。

現地を確認を確認したところ、保全管理されている農地で、●●●●が栽培されていました。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●● 畑 1 筆 計●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の南西側約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲渡人は、申請地の隣接に居住しており、現在所有している農地はございません。

新規就農となりますが、●●、●●●●●、●●●●●●の作付けを計画しております。
なお、贈与による所有権移転となっておりますが、譲渡人と譲受人は、親子関係にあたります。
担当委員さんと現地を確認したところ、耕作管理されており、申請地は、横瀬川に向かって傾斜している土地でございますが、譲受人の自宅から階段を使って行き来ができる状況でございます。

続いて番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字● 畑 1筆 ●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の南側約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲受人は、申請地の隣接に住んでおり、現在所有している農地はございません。

新規就農となりますが、●●●●●●、●●●等の野菜の作付けを計画しております。

耕うん機等の大型機械は保有しておりません。

現地は、県道に面した土地で県道を拡張した際の残地と思われる細長い土地で、現状は不耕作地でございますが、草刈り等の管理はされておりました。

説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 番号7、8、9についてご説明します。

まず番号7についてですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●● 畑 1筆 面積●●●m² で、譲渡人が昭和●●●●相続により取得した土地となります。

案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、●●●●●●●●より北北西に約●●●mの所に位置しております。

耕作意思のない譲渡人が買い手を探していたところ、近隣で●●●や●●●などの果樹園を経営している譲受人と売買の話がまとまり申請に至りました。

申請事由は経営規模拡大で 先ほどお話ししたとおり譲受人は果樹を栽培している農地で●●●●●●m²ほど所有しておりますが、作付計画では今回取得する農地で●●●の栽培を行うとのことです。

申請地の隣りでもハウスを設置し●●●の栽培を行っております。

トラクター、草刈り機、消毒器をそれぞれ1台所有しております。

先日、豊田委員と栗原推進委員と現地調査を行い、保全管理の状態であることを確認いたしました。

続きまして番号8と9については関連がありますので併せてご説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号8は ●● 字● 畑 1筆 面積●●●m²で、譲渡人が ●●●●●●●●●●相続により取得した土地となります。

また番号9は 同じく●● 字● 畑 1筆●●●m²で、譲渡人が 平成●●●●●●●●●●相続により取得した土地となります。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●より南西に約●●●mの所に位置しており、この2筆は隣接しております。

耕作意思のない番号8の譲渡人が買い手を探していたところ、申請地の隣りに居住している譲受人と売買の話がまとまり、その話が番号9の譲渡人の耳に入り併せて取得を打診したところ、こちらも話がまとまり申請に至りました。

申請事由は新規就農で 農業経験は無く、奥さまと一緒に耕作をされるとのことです。

作付計画では ●●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●を栽培するとのことです。

ミニ耕うん機を1台所有しております。

先日、豊田委員と栗原推進委員と現地調査を行い、きれいに耕うんされており耕作準備の状態

であることを確認いたしました。

説明は以上です

事務局（新井主査） 次に、番号10について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●m²で、令和●年に相続により取得した土地で、●●●●●●●●の●●●から、北西約●●●m位置しております。

申請事由は、経営規模拡大です。

この申請地は、譲受人の自宅周辺にあることから、●●市に居住している譲渡人は、この申請地を手放したいことから以前からお願いしており、このたび申請にいたしました。

譲受人は、農業者でございます。

当申請地付近は、譲受人の自宅に隣接しており、すでに、耕作を依頼されており、●●●●●、●●、などの出荷を行っています。

保有する農機具等につきましては、トラクター、草刈機などを所有しております。

また、作付け計画では、●●、●●●●●、●●●●●など露地野菜を栽培する予定です。

なお、3月19日 現地を確認したところ、すでに耕うんされ、●●●、●●●●、●●●●、●●●●などを栽培されていました。

説明は、以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局と田口推進委員と3人で現地を確認いたしました。

当該農地は譲受人の庭畑として、すでに管理されておりました。

承認することに各段異議はございません。

ご審議の程よろしく願いいたします。

3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。番号1について意見を申し上げます。

先日現地確認を行いました。

申請地は譲受人の自宅と地続きであり、以前よりそこを借り受け耕作していたとのことです。●●●●●の作付けを行うとのことで、熱心に作業を行っておりました。

事務局の説明で農業施設の話がありましたが、本申請が許可となり次第、届出の手続きを行うとのことで、問題ないと思います。

新規就農となりますが、すでに申請地で耕作されていたとのことでよろしいかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号2について意見を申し上げます。

先日川上主任と田口推進委員とで現地確認を行いました。

現地はすでに耕作されている状態で、譲受人もすぐ近くに住んでいるとのことです。

市民農園での耕作経験もあり、農機具も揃えられているとのことで、特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いします。

3区 田口 徳行推進委員 3区推進委員の田口です。番号2について意見を申し上げます。

井原委員のお話のとおり、先日現地確認を行いました。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分とすぐ近くで、広い道路に面しており利便性高い農地であります。

またきれいに整地されていて、すぐにでも作付けできる状態でした。

市民農園の経験もあり、多くの作付品目を計画されており、熱心に取り組むようですので問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号3と4について併せて意見を申し上げます。

譲受人は2、3年前にテレビ番組に出演され、●●●●●の生産者として紹介されていて、●

●地区でも熱心に●●を栽培している方ですので、問題ないと思います。
ご審議の程よろしくをお願いします。

5区 新井 明弘推進委員 5区推進委員の新井です。

この土地は山に向かって傾斜のあるところで、日当たりはとても良いところです。
譲受人は農業を一生懸命行っており、現地はきれいに管理されていたので、特に問題ない
と思います。
ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推
進委員の意見でした。
これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質問等はございますか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第15号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第16号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （7件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。

議案書の3ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●年に譲渡人が相続により取得した
土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から西に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、
中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と
判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。

譲受人は現在実家で父と暮らしておりますが、年齢のこともあり自立し自分の住居を構えたい
として、この度申請に至りました。

権利の種類は使用貸借権で資金調達計画は整っており、隣接地に承諾書が必要となる農地は
ありません。

なお、申請地に隣接する畑は譲渡人が自宅への進入路として利用しております。

こちらについては違反状態でありますので、手続きの準備が整い次第早急に農地転用手続き
を行う旨、申請者の代理人から説明を受けております。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号2と番号3について説明いたします。

始めに番号2ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●の東●●m付近に位置している土地で、譲渡人が昭和●●年、相続により取得した土地です。

申請地は、●月の総会で報告した「農地法第5条の規定による許可の取消」をした土地の一部になります。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地近くに居住していますが、建物の老朽化並びに借地であることから、新たに住宅を建築したいと計画していたところ、譲渡人との間で土地譲渡の合意となったことから、自己用住宅の建築を行うものです。

建築後は、現在居住している建物は取り壊すとのことです。

資金計画は整っており、隣接する農地は無く、問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

次に番号３ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●の南西●●●m付近に位置している土地で、譲渡人が平成●●年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、貸事務所の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●を務めていますが、現在の事務所を退去することになり、新たな事務所を検討していました。

申請地は公道に接道していない袋小路の土地ですが、譲受人が経営する会社所有の宅地と一体利用することで建築行為が可能となり、譲渡人との間で土地譲渡の合意となりました。

申請地には、事務所1棟とトイレ1棟及び4台分の駐車場、一体利用地は倉庫を改築し、通路及び4台分の駐車場を計画しています。

同支部は任意団体であることから、譲受人が事務所を建設し、同支部へ賃貸することで支部とでまとまったので今回申請となりました。

現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

説明は以上となります。

事務局（小川主幹） 番号4番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆 ●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の東側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきまし

ては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅を計画しております。

申請事由につきまして、譲受人は、市内のアパートで家族と生活しておりますが、日常手狭になってきたため、申請地を買受け、自己用住宅の建築を計画いたしました。

資金計画等の書類は整っております。

また隣接耕作者の方の同意書が添付されております。

申請地は耕作されておりました。

番号5番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●●● 畑 2筆 計●●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の南側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、事務所兼スタジオの建設を計画しております。

譲受人は主にインターネットでの動画配信を業としております。

法人の代表取締役は●●●●●●出身で、秩父で動画の撮影をすることが多く、その拠点として事務所兼スタジオの建設を計画しております。

資金計画等の書類は整っております。

ユーチューブで申請人の動画を拝見したところ、チャンネル登録者はかなりの人数で人気のチャンネルでございました。

現地は不耕作地でございました。

番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字●●● 畑 1筆 ●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の東側約●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地の拡張を計画しております。

申請事由につきまして、申請人は、現在、車を2台縦列に駐車しておりますが、不便であり、来客用の駐車スペースもありません。

また申請地を使えば、県道から直接出入りができるようになるため、駐車場用地として利用したいと今回の申請に至りました。

現地は、不耕作地でございました。

私からの説明は以上です。

事務局（新井主査） 次に、番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 田 1筆 畑 2筆 合計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

なお、一体利用面積は●●●●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から北西に約●●●mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲渡人は、父親の住んでいた空家を処分しようと、知人の紹介で譲受人と契約に至りました。

契約にあたり土地の状況を調べたところ、居住していたところが農地であったことが分かり申請に至りました。

なお、現在も建物があることから、始末書が添付されています。

資金調達計画は、整っています。

また、隣接の畑 1筆の同意書が添付されており、市道などの公有地があり、現在も建物があることから、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

1 1 番 富田 博明委員 1 1 番 富田です。番号 1 について意見を申し上げます。

譲受人と譲渡人の関係は親子です。

申請地の横が進入路として使用されており違反状態ですが、早急に手続きを行うとのことです。

先日分筆されたとのことでした。

現地は保全管理の状態で、隣接する農地はありません。

特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番 新井 範委員 1 番 新井です。番号 2 についてです。

以前許可を受けた案件が一度取下げを行い、改めて申請となったとのことでした。

事務局と現地を確認しましたが、保全管理の状態ですぐに建築に取り掛かれるような状態でした。

特に問題ないと思います。

番号 3 ですが、ここが農地だったんだというほど農地パトロールで探すのに苦労したところでした、住宅に囲まれた農地で保全管理の状態でした。

申請事由は先ほど事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3 番 青野 孝司委員 3 番 青野です。番号 4 と 5 について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局からの説明のとおりです。

まず番号4についてですが、譲受人は当該農地に自己用住宅を建設したいとのことです。
当該農地は耕作の状況にあります、周辺の農地の中には宅地分譲を目的とした農地転用も多くなされていることから、やむを得ないと感じました。
次に番号5ですが、譲受人は当該農地に事務所兼スタジオ建設したいとのことです。
当該農地を確認したところ、保全管理の状態でありましたが、宅地化が進んでいる地域でもあります、やむを得ないと感じました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号6について意見を申し上げます。

この土地が畑であったことに驚いた次第です。
というのも、ここに最近まで家が建っていて、自転車屋というのでしょうか店舗を経営されていた。
80年くらいは家があったと思います。
去年の暮れごろに解体されたため、次は何になるのかなと思っていたところ、今回駐車場用地として5条の申請がなされました。
こういうこともあるのだなと思いました。
畑として復元するには難しいかなとも思いますのでやむを得ないと考えます。
ご審議よろしくお願いいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号7について意見を申し上げます。

申請者は住宅が建っている状態でした。
また、譲受人と話が進んでいる状態で書類も整っているとのことです、やむを得ないと判断いたしました。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等がありますか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第16号について、賛成する諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第17号上程 農地利用最適化推進委員の辞任について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第17号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題いたします。
6区木村雄一推進委員につきましては、議事参与の案件となりますので、退室をお願いいたします。
（退室を確認して）

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） それでは、「議案第17号 農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明します。

●月●日付けで、6区木村雄一推進委員から体調不良により辞任したいと、農業委員会会長あて辞任願いが提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条第1項には「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とありますので、本案件につきましてご協議をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。体調不良によりとのことですが、この後辞任が許可された場合は、事務局としては後任はどう考えていますか。

事務局（江田事務局長） あくまでこの後皆さまのご了承を得たのち、となりますが、残りの任期が1年以上ありますので、速やかに後任の推進委員を公募したいと考えています。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

この件については、事前に相談等はあったのですか。

事務局（江田事務局長） 以前から事務局又は会長へ本人から相談がありました。

面接のような形でなんとか続けていただけないかと、数回説得したのですか、本人の意思が固く辞任願いがこの度提出となりました。

3区 小久保 健司推進委員 議案として出されてしまうと、もう取下げとかできないですね。

事務局（江田事務局長） 休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質問はございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号について、6区木村雄一推進委員の辞任について、同意する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそうのように決しました。

木村雄一推進委員におかれましては、席にお戻りください。

議案第18号上程 令和7年度の農地利用最適化活動の目標設定（案）について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第18号「令和7年度の農地利用最適化活動の目標設定（案）について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） それでは、議案第18号 についてご説明します。

提案いたしました「令和7年度農地利用最適化の目標設定（案）について」でございますが、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け経営第2584号農林水産省経営局長通知等）に基づき、毎年度最適化活動の「目標設定」、及び「点検・評価」を実施するものと定められており、今回は「目標設定」についてご協議をお願いするものです。お手元に、「案」としてご用意いたしましたのでご覧ください。

概要を申し上げますと 1ページ

Iとして「農業委員会の令和7年4月1日現在の状況」、2ページ IIとして「最適化活動の目標」として 成果目標「（1）農地の集積」「（2）遊休農地の解消」、3ページ「（3）新規参入の促進」と活動目標となっております。

それぞれに一定の条件に基づいた数値が記載されております。

今後のスケジュールですが、決定いただいた内容を4月末までに埼玉県に報告するとともに、ホームページにて公表することとなります。

説明は以上となります。

ご審議をお願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

いきなりの内容なのでよく理解ができないため、もう一度説明をお願いできますか。

事務局（江田事務局長） 掻いつまんでお話をしますと、このような様式に一定の条件で目標を設定して、その目標に向かって1年間活動を行い、1年後に点検・評価を行うようにと通達があり、今回お手元の案をご用意した次第です。

いきなりご覧になってご理解いただくことは難しいと思いますが、2ページにある成果目標「（1）農地の集積」「（2）遊休農地の解消」にある数値を何とかしていきましょう、ということになるかと思います。

地域計画のご説明でもありましたが、集積率を上げていくという目標立てと、遊休農地の解消を目指し活動を行っていく、ということになるかと思います。

かなり大変な数値ではありますが、皆さまでこの目標に向け活動を行っていきましょう、とご理解をお願いいたします。

4区 富田 典孝推進委員 4区の富田です。

この遊休農地の解消面積を、この1年ですべて解消するということですか。

事務局（江田事務局長） おっしゃるとおりでございます。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

遊休農地の解消ということは耕作をしろ、ということですよ。

事務局（江田事務局長） 耕作を再開していただく、あるいはあまり良い表現ではありませんが、転用されれば数値は下がっていくことにもなります。

5区 岡田 英幸推進委員 5区の岡田です。

3ページの中ほどに「(2) 活動強化月間の目標設定」とありますが、これを一委員で行うことは大変だと思いますので、例えば5区でしたら5区の委員と事務局で集まって相談するなどをしたほうが良いと思うのですが。

事務局（江田事務局長） 正におっしゃっていただいたことが、目標に向かって具体的に何を行うか、ということになるかと思います。

事務局内で調整を行いながら進めていきたいと思っています。

5区 新舟 文男推進委員 5区の新舟です。

遊休農地解消ということですが、先日農地パトロールで把握した遊休農地の所有者に、意向調査を行ったと思います。

例えば「売りたい」という意向がある方の情報が私たちが把握すれば、相手を探したりすることはできると思うのですが。

そういう情報をいただくことはできますか。

事務局（江田事務局長） 休憩をお願いいたします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（江田事務局長） 現在意向調査の回答を一筆ごとに入力作業を行っております。

委員さんが一筆ごとに状況を見に行くことはできます。

また、入力が終わりましたら例えば、売買を希望している方という条件でリストアップできるようですので、お時間はいただきますがご用意できると思います。

また、回答された方で、売りたい・貸したいという意向であっせんを希望される方がいまして、この後事務連絡でもお伝えするのですが、そういう情報も提供していきたいと考えております。

議長（横田 友会長） 他に質疑等ありますか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号について、農地利用最適化の目標を案のとおり設定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

日程第 8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和 7 年 第 3 回定例総会を閉会いたします。